

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成30年7月10日 17時12分ごろ
発生場所	香川県多度津町高見島北北西方沖（備讃瀬戸北航路第3号灯浮標） 板持鼻灯台から真方位317°940m付近 （概位 北緯34°19.9′ 東経133°39.4′）
事故の概要	引船ともVは、台船N-15をえい航して西南西進中、N-15が灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	平成30年9月14日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ともV、19トン 135-123 広島、株式会社野坂組 B 台船 N-15、約700トン なし、株式会社野坂組
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊・特定 甲板員A、一級小型
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船尾部外板に擦過傷 灯浮標 やぐら主柱に折損、浮体胴板に凹損、レーダーリフレクター及び太陽電池架台に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 西流約2.1ノット (kn)
事故の経過	A船（全長約26m、幅約5.4m）は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、空船で無人のB船（全長約35m、幅約15m）をえい航してA船の船首端からB船の船尾端まで約110mとなった引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、備讃瀬戸北航路を約10knの対地速力で西進していた。 船長Aは、食事交代の目的で、昇橋した甲板員Aに船橋当直を引き継いで降橋した。 A船引船列は、甲板員Aが、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪の前に立って単独の船橋当直につき、備讃瀬戸北航路に沿って手動操舵により左転し、船首が備讃瀬戸北航路第3号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に向く状態で西南西進した。 A船引船列は、本件灯浮標が船首方約40mとなった頃、甲板員Aが、本件灯浮標が間近となっていることに気付き、左舵一杯としたも

	<p>のの、B船の右舷船尾部が本件灯浮標に衝突した。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、備讃瀬戸北航路を右方に寄って航行しており、左舷船尾方から接近する他船に注意を向け、間近となるまで本件灯浮標に気付いていなかったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船引船列は、備讃瀬戸北航路を西南西進中、甲板員Aが、左舷船尾方から接近する他船に注意を向け、本件灯浮標に気付かずに航行を続けたことから、船首方間近に迫った本件灯浮標に気付いて左舵一杯としたものの、B船が本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船引船列が、備讃瀬戸北航路を西南西進中、甲板員Aが、左舷船尾方から接近する他船に注意を向け、本件灯浮標に気付かずに航行を続けたため、B船が本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航路航行中は、航路標識に対する見張りを適切に行うこと。